

2022年11月22日

お客様各位

株式会社日新  
港運部船舶代理店室  
東京代理店課

### 日用品（普通品）積載に際してのお願い

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より、当社サービスをご利用いただき誠に有り難う御座います。

SITC CONTAINER LINES より、日用品積載に際しての注意喚起の通知がございましたのでご案内いたします。

昨今、普通品として船積みした輸出貨物について、目的港の海事局により国際海上危険物規程（IMDG コード）に登録される危険物であると断定される事案が発生しております。実際に発生した事例として、中華人民共和国寧波海事局は、未申告の危険品貨物を積載して入港した行為に対し『中華人民共和国海上交通安全法』に違反するものと判断し、運航船社及びその船長への行政処分（罰金）を課すに至っております。

日用品、家庭用品、洗剤等での発生事例が特に目立っておりますが、その他の品物も含め、普通品として船積みを予定される荷主様におかれましては、改めて危険品に該当する貨物が含まれていないかを、SDS 等を通じてご確認いただくようお願いいたします。

尚、SITC CONTAINER LINES の通知によりますと、船積み情報の虚偽により罰金を伴う行政処分を受ける事案が発生した場合には、荷主様に違約金として USD 50,000/ Container を請求させていただくとされております。

危険品該当であった商品例 （参考）

CLASS 2.1/UN 1950	パイプ洗浄剤
CLASS 8/UN 1760, 1791	洗濯槽クリーナー/浴室カビハイター/
	パイプ洗浄剤/トイレクリーナー/
	洋服漂白剤/台所クリーナー
CLASS 3/UN 1993	車載消臭剤

\*メーカー様の社名は控えさせていただきますが、ドラッグストアなどで入手可能なお品物です。

関係者の皆様にはお手数をお掛けし誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

以上